

平成24年(2012年)2月24日



埼玉県報

第 2 3 6 6 号
平成 2 4 年 2 月 2 4 日
金 曜 日

目 次

規則

- [学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則\(教職員課\)](#)
- [交番、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則の一部を改正する規則\(地域課\)](#)
- [期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則\(総務給与課\)](#)

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [水質の汚濁に係る環境基準の類型を当てはめる水域の指定\(水環境課\)](#)
- [水質の汚濁に係る環境基準の類型をあてはめる水域の指定の一部改正\(水環境課\)](#)
- [坂戸都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [都市計画事業の事業認可\(道路街路課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [富士見都市計画事業三芳町藤久保第一土地区画整理事業の事業計画の変更認可\(市街地整備課\)](#)
- [富士見都市計画事業三芳町北松原土地区画整理事業の事業計画の変更認可\(市街地整備課\)](#)
- [電子複写機用再生紙3品目に関する入札公告\(会計課\)](#)
- [県道練馬川口線\(和光陸橋交差点\)の区域の変更\(朝霞県土整備事務所\)](#)
- [県道加藤平沼線の区域の変更\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [県道加藤平沼線の供用開始\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [埼玉県病院事業に係る料金のうち病院事業管理者が定める額\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)
- [政治資金規正法に基づく政治団体収支報告書\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法に基づく政治団体収支報告書\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法に基づく政治団体収支報告書\(選挙管理委員会\)](#)

規 則

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年二月二十四日

埼玉県教育委員会委員長 齊之平 伸 一

埼玉県教育委員会規則第三号

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年埼玉県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第二号中「している学校職員」の下に「（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である学校職員を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、平成二十三年十二月一日から適用する。

規 則

交番、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 2 月24日

埼玉県公安委員会委員長 岩 間 辰 志

埼玉県公安委員会規則第 1 号

交番、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則（昭和40年埼玉県公安委員会規則第 3 号）

の一部を次のように改正する。

別表第 1 川越警察署の項中

| | |
|---------------|-------|
| 古 | 谷 交 番 |
| 本 川 越 駅 前 交 番 | |
| 南 大 塚 駅 前 交 番 | |

を

に改める。

| |
|---------------|
| 本 川 越 駅 前 交 番 |
| 南 大 塚 駅 前 交 番 |
| 南 古 谷 駅 前 交 番 |

別表第 2 川越警察署の項を次のように改める。

| | | |
|-----------|-----------|-------|
| 川 越 警 察 署 | 山 田 駐 在 所 | 川 越 市 |
| | 芳 野 駐 在 所 | |

附 則

この規則は、平成24年 3 月 2 日から施行する。

規 則

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年二月二十四日

埼玉県人事委員会委員長 金 野 俊 男

埼玉県人事委員会規則七 九四〇

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七 九三）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第二号中「職員」の下に「（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である職員を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、平成二十三年十二月一日から適用する。

告 示

埼玉県告示第百七十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.aitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年二月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年二月十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ユーフォリア

三 代表者の氏名

金子 哲夫

四 主たる事務所の所在地

埼玉県戸田市美女木四丁目十八番地の二十三金子ビル

五 定款に記載された目的

この法人は、心豊か、人間らしく生きることが提唱し、障害児・障害者・高齢者とその家族の介護と生活の扶助、自立の支援、社会への参加、権利、の擁護。現在及び未来社会における知識の向上を目的とし、一般市民の安全且つ充実した社会生活等、防災・福祉・住環境など日常生活に必要な知識、保健、医療等の書の発行。各諸官庁・各自治体と連携し地域でのネットワークのシステムづくりを図り、社会に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第百七十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年二月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年二月二十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 和光市食文化研究会
- 三 代表者の氏名
加藤 洋子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県和光市丸山台二丁目二十六番二号 ラコリーヌ丸山五〇一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、子供から大人までの全ての市民に対し、伝統食の伝承活動を行い、食を通して食文化や、食生活についての啓発活動を行う。食育や地産地消の推進に力を注ぎ、伝統食の食材である大豆、小麦、蕎麦、ゴマ等を栽培し、農を守り安心安全な食の伝承に寄与するとともに、地域ブランド開発にも寄与することを目的とする。

告示

埼玉県告示第百七十六号

環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第二項の規定に基づき、次の表水域の欄に掲げる公共用水域を同表類型の欄に掲げる類型を当てはめる水域として指定し、当該水域に係る基準値の達成期間を同表達成期間の欄に掲げるとおり定める。

平成二十四年二月二十四日

埼玉県知事 上田清司

| | 水域 | 類型 | 達成期間 |
|-----------|----|--------|----------------|
| 不老川 芝川 | | C D | 直ちに達成 直ちに達成 |

備考 類型の欄のアルファベットは、水質汚濁に係る環境基準について（昭和四十六年環境庁告示第五十九号）の別表2の1の(1)のアの表に掲げる類型を示す。

告示

埼玉県告示第百七十七号

昭和四十六年埼玉県告示第千六百四十六号（水質の汚濁に係る環境基準の類型を
あてはめる水域の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十四年二月二十四日

埼玉県知事 上田清司

| | | |
|----|----|-----|
| | | 「 |
| | | 不老川 |
| 表中 | 鴨川 | 」 |
| | 芝川 | |

| | | | |
|--|---|---|---|
| | E | C | E |
| | 八 | 八 | 八 |

を「鴨川

「C八」に改める。

告 示

埼玉県告示第百七十八号

坂戸市から坂戸都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十四年二月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第百七十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年二月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

アピタ本庄店

埼玉県本庄市南一丁目二番十号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）ユニー本庄ショッピングセンター

（変更後）アピタ本庄店

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）ユニー株式会社 代表取締役社長 前村哲路

愛知県稲沢市天池五反田町一番地 外 計十四者

（変更後）ユニー株式会社 代表取締役社長 前村哲路

愛知県稲沢市天池五反田町一番地 外 計十五者

ハ 変更年月日

平成十九年一月三十日外

ニ 届出年月日

平成二十四年二月十四日

二 縦覧期間

平成二十四年二月二十四日から平成二十四年六月二十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年二月二十四日から平成二十四年六月二十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第百八十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年二月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）イオンモール春日部

埼玉県春日部市大字下柳字森田四百二十番地の一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

「春日部市商工業振興基本条例」及び埼玉県の「大型店、チェーン店の地域商業貢献に関するガイドライン」に基づいた地域商業及び地域社会への貢献に対する協力を努めてください。

二 縦覧期間

平成二十四年二月二十四日から平成二十四年三月二十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

告 示

埼玉県告示第百八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年二月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

鴻巣市

二 都市計画事業の種類及び名称

鴻巣都市計画道路事業三・四・六号 三谷橋大間線

三 事業施行期間

平成二十四年二月二十四日から平成三十年三月三十一日まで

四 事業地

イ 収用の部分

埼玉県鴻巣市宮地一丁目、二丁目、本宮町及び雷電二丁目地内

ロ 使用の部分

なし

告 示

埼玉県告示第百八十二号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

平成二十四年二月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一一 一六 〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

深谷市上柴町東二丁目二十八番地二 外十四筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 百十五・〇立方メートル

浸透効果量 〇・〇〇二立方メートル毎秒

告 示

埼玉県告示第百八十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により
土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十四年二月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

三芳町藤久保第一土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成十年十月二十七日から

平成二十九年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県三芳町大字藤久保字富士塚、字俣埜及び字東の各一部

四 事務所の所在地

埼玉県三芳町大字藤久保七百七十九番地一

五 設立認可の年月日

平成十年十月二十七日

六 変更認可の年月日

平成二十四年二月二十四日

告 示

埼玉県告示第百八十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十四年二月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

三芳町北松原土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成三年四月三十日から

平成三十一年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県三芳町大字藤久保字富士塚の一部、字浅間後元上南畑分の一部、字富士塚元上南畑分の一部、字北松原元上南畑分の全部、字上荒久元上南畑分の一部、字永久保元上南畑分の一部

四 事務所の所在地

埼玉県三芳町大字藤久保三千八百五十一番地

五 設立認可の年月日

平成三年四月三十日

六 変更認可の年月日

平成二十四年二月二十四日

告 示

埼玉県告示第百八十五号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十四年二月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

電子複写機用再生紙 3 品目の単価契約 25,450箱 (A 4 版 25,000箱 A 3 版 300箱 B 4 版 150箱)

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び物品仕様書による。

(3) 契約期間

平成24年 4 月 6 日 (金) から平成25年 3 月31日 (日) まで

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、本県が示す予定数量及び入札者が見積もった品目ごとの単価に従って計算した総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示 (平成22年埼玉県告示第1075号) に基づき、業種区分「物品の販売」の A 等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱 (平成21年 3 月31日付け入審第513号) に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱 (平成21年 4 月 1 日付け入審第97号) に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度第一係 押田 電話048-832-0110 内線2245

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年4月6日（金）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年4月5日（木）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年4月6日（金）午前10時まで

なお、代理人が入札書を持参する場合は、委任状を提出すること。

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成24年4月6日（金）午前10時30分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった入札金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じ

た額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、落札金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を次のいずれかの方法で平成24年4月3日（火）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成24年3月19日（月）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話

048-830-5775 (直通))へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

平成24年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該契約の金額に減額等があったときは、調達手続きを延期し、又は停止することがある。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased

Papers for electronic copying machines: A4 size (25,000 boxes),
A3 (300 boxes), B4 (150 boxes)

(2) Time limit for tender:By the electronic tendar system;By 10:00 a.m.,
April 6, 2012 By mail;5:00p.m. April 5, 2012 In person;10:00 a.m. April 6
, 2012

(3) Contact point for the notice: Property Management Section, Finance

Division, Financial Bureau, General Affairs Department, Saitama
Prefectural Police

Headquarters, 3-15-1 Takasago,Urawa-Ku,Saitama-shi,Saitama-ken 330-8533,
Telephone; 048-832-0110 Ext.2245

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年二月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十四日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 新井伸二

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 練馬川口線
- 三 道路の区域

| 新 | 旧 | 旧 新 別 |
|-------------------------------|--------------------------------|-------------------------|
| <p>まで</p> <p>同市諏訪一五〇三番六地先</p> | <p>先から</p> <p>和光市諏訪一五〇三番六地</p> | <p>区 間</p> |
| <p>三三・八一</p> <p>四一・九三</p> | <p>三三・八一</p> <p>四一・九三</p> | <p>敷地の幅員 (メートル)</p> |
| <p>五・六三</p> | | <p>延長 (メートル)</p> |
| | | <p>備考</p> |

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年二月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十四日

埼玉県越谷県土整備事務所長 大 島 秀 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 加藤平沼線
- 三 道路の区域

| 新 | 旧 | 旧 新 別 |
|----------------------|--------------------|------------------|
| 〇一 番一 地先 まで | 吉川市栄町八九二番地先から同市栄町九 | 区 間 |
| 二二・八二了二四・五〇 | 一一・七七了二二・六五 | 敷地の幅員 (メートル) |
| | 一〇〇・二六 | 延 長 (メートル) |
| | | 備 考 |

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年二月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十四日

埼玉県越谷県土整備事務所長 大 島 秀 彦

| | |
|--|----------------|
| <p>加藤平沼線</p> | <p>路線名</p> |
| <p>吉川市栄町八九二番地先から同市栄町九〇一第一地先まで</p> | <p>供用開始の区間</p> |
| <p>平成二十四年二月二十四日</p> | <p>供用開始の期日</p> |
| <p>平成二十四年二月二十四日 付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第四号における 道路区域の供用開始である。 延長一〇〇・二六メートル</p> | <p>備考</p> |

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年二月二十四日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘

裕子

一 許可番号

平成二十四年二月十四日

指令越建セ第二三〇〇四五一号

二 検査済証番号

平成二十四年二月二十一日

越建セ第四四八―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町和戸五丁目二千二百番、二千二百二番一、二千二百二番

六、二千二百二番七、二千二百二番八、二千二百二番九、二千二百二番十

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸二丁目七番三号

太平ホーム株式会社 代表取締役 平子 繁

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年二月二十四日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘

裕 子

一 許可番号

平成二十四年二月十六日

指令越建セ第二二〇〇四三二号

二 検査済証番号

平成二十四年二月二十一日

越建セ第四五〇一七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字宮前字登戸七十五番一、七十六番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町清地二丁目九番二十九号

杉戸町長 古谷 松雄

告 示

埼玉県病院事業告示第六号

平成十五年埼玉県病院事業告示第六号（埼玉県病院事業に係る料金のうち病院事業管理者が定める額）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十四年二月二十四日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

表中

ヒトパピローマ（子宮頸がん・組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス

様粒子ワクチン）

一回につき 一五、七八〇円

の下に

ロタウイルス（

経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン）

一回につき 一五、四八〇円

を加

える。

告 示

埼玉県教委告示第七号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十四年二月二十四日

埼玉県教育委員会委員長 齊之平 伸 一

一 日時

平成二十四年三月二日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 埼玉県教科用図書採択地区の変更について

ロ その他

告 示

埼玉県選管告示第十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により提出された民主党埼玉県第1区総支部の平成十九年分収支報告書に關し、平成二十四年二月十六日同団体から訂正する旨の報告があつたので、平成二十年九月十九日付け埼玉県選管告示第百二号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

平成二十四年二月二十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

| ページ | 段 行 | |
|------|-----------------|--------------|
| 百五十五 | 下 十 | |
| 總 計 | (1) 収入総額 | 34,728,928 円 |
| 正 | (1) 収入総額 | 34,558,928 円 |
| | | 十二 |
| 總 計 | イ 本年収入額 | 24,967,454 円 |
| 正 | イ 本年収入額 | 24,797,454 円 |
| | | 二十一 |
| 總 計 | b 法人その他の団体からの寄附 | 10,745,000 円 |
| 正 | b 法人その他の団体からの寄附 | 10,575,000 円 |
| | | 百五十六 |
| 總 計 | イ 計 | 24,967,454 円 |
| 正 | イ 計 | 24,797,454 円 |
| | | 下 |
| | | 十三行目を削除する。 |
| | | 三行目を削除する。 |
| | | 百五十七 |

告 示

埼玉県選管告示第十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により提出された民主党埼玉県第1区総支部の平成二十年分収支報告書に関し、平成二十四年二月十四日同団体から訂正する旨の報告があったので、平成二十一年九月十八日付け埼玉県選管告示第四百十号により公表し、平成二十四年一月二十日付け埼玉県選管告示第一号により訂正した要旨を次のとおり訂正する。

平成二十四年二月二十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

| | ページ | 段 | 行 | |
|---|----------|-------|----|--------------|
| 誤 | 百三十九 | 上 | 二十 | 29,056,169 円 |
| 正 | (1) 収入総額 | | | 28,886,169 円 |
| | | | | 二十一 |
| 誤 | ア | 前年繰越額 | | 6,514,184 円 |
| 正 | ア | 前年繰越額 | | 6,344,184 円 |

告 示

埼玉県選管告示第十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により提出された民主党埼玉県第1区総支部の平成二十一年分収支報告書に關し、平成二十四年二月十四日同団体から訂正する旨の報告があつたので、平成二十二年十一月十九日付け埼玉県選管第六十八号により公表し、平成二十四年一月二十日付け埼玉県選管告示第二号により訂正した要旨を次のとおり訂正する。

平成二十四年二月二十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

| ページ | 段 行 | |
|------|-------------|------------------|
| 百三十六 | 左 | 二十 |
| 誤 | (1) 収 入 | 総 額 36,429,013 円 |
| 正 | (1) 収 入 | 総 額 36,259,013 円 |
| | | 二十一 |
| 誤 | ア 前 年 繰 越 額 | 3,053,838 円 |
| 正 | ア 前 年 繰 越 額 | 2,883,838 円 |